

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第18号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成24年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第6号中「次の各号」を「次」に改める。

第3条第2項中「不妊治療には」を「不妊治療は」に改める。

第4条第5号中「市税」を「徴収金（射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）」に改める。

第5条第1項中「10万円」を「30万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。